## 山口市創生テレワーク移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県から本市への移 住促進を図るために実施する山口市創生テレワーク移住支援補助金(以下「移住 支援補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
  - (2) 転入

本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づき住 民登録することをいう。

(対象者要件)

- 第3条 移住支援補助金の交付の対象となる者は、申請時において、1号及び2号に該当する者とする。ただし、次条第2項第2号に規定する世帯の申請をする場合にあっては、これに加えて3号の要件を満たす者(以下「補助対象者」という。)とする。
  - (1) 移住等に関する要件 次のア、イ及びウに該当すること。
    - ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府又は兵庫県(以下「対象エリア」という。)の大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- ① 転入する直前までの10年間のうち通算5年以上、対象エリアに在住していたこと。
- ② 転入する直前まで連続して1年以上、対象エリアに在住していたこと。
- イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 令和5年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援補助金の申請時において、転入後1年以内であること。
- ③ 移住支援補助金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
- ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する 者でないこと。
- ② 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 市税の滞納がないこと。
- ④ 山口市わくわく移住支援補助金の交付の対象となる者でないこと。

- ⑤ ①、②、③及び④に掲げるもののほか、市長が移住支援補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - ② デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (3) 世帯員が2人以上の世帯として移住支援補助金を受ける場合の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ① 申請者を含む、転入する2人以上の世帯員(以下「世帯員」という。) が移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - ② 世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
  - ③ 世帯員がいずれも、令和5年4月1日以降に転入したこと。
  - ④ 世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
  - ⑤ 世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係 を有する者でないこと。

## (補助金の額等)

- 第4条 移住支援補助金は、予算の範囲内で交付する。
- 2 移住支援補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 単身世帯 30万円
  - (2) 世帯員が2人以上の世帯 50万円
- 3 前項第2号に該当する場合で、世帯員に18歳未満の者を含むときは、同号の額に18歳未満の者1人につき50万円を加算した額とする。

## (補助金の交付申請)

- 第5条 補助対象者は、転入をした日から起算して1年に到達する日までの間に、 山口市創生テレワーク移住支援補助金支給申請書(別記第1号様式)に加え、次 に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助対象者の転入後の住民票の写し(前条第2項第2号の申請をする場合にあっては第3条第3号の要件を満たすことが分かるもの。以下同じ。)
  - (2) 戸籍の附票の写し等、転入をする直前の10年間のうち、通算して5年以上、対象エリアに居住していたことが確認できる書類
  - (3) 市税の滞納がないことを証する書類
  - (4) 補助対象者の就業証明書(別記第2号様式)
  - (5) 対象エリアの大学等へ通学していたことを確認することができる書類 (対象エリアの大学等へ通学し、対象エリアの企業等へ就職した者で通学期間も本事業の移住元としての対象期間とする場合に限る。)
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

## (補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、移住支援補助金の交付決定及びその額の確定

を行い、その旨を山口市創生テレワーク移住支援補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 移住支援補助金の交付は、前条の規定により移住支援補助金の交付決定を 受けた者(以下「交付決定者」という。)からの山口市創生テレワーク移住支援 補助金交付請求書(別記第4号様式)の提出による請求に基づき行うものとす る。

(報告及び是正のための措置)

- 第8条 交付決定者は、第6条に規定する交付決定を受けた日から5年を経過する 日又は次条に規定する交付決定の取消しを受けた日までの間、住所、勤務先及び その他第3条に規定する対象者要件の確認に必要な事項を、毎年別に定める日ま でに、山口市創生テレワーク移住支援補助金現況届(別記第5号様式)により市 長に報告しなければならない。
- 2 市長は、その他補助事業の遂行に関し必要があると認めるときは、補助対象者 又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を 求めることができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還命令)

- 第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、山口市創生テレワーク移住支援補助金返還請求書(別記第6号様式)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
  - (1) 全額の返還
    - ア 偽り又は不正な手段により移住支援補助金の交付決定を受けたとき。
    - イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
    - ウ 申請のあった日から3年未満に市外へ転出(市外で1年以内の研修等の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。) したとき。
  - (2) 半額の返還

申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 令和5年6月22日以前に住民票を移した者については、なお従前の例により 取り扱うものとする。